

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東京都清瀬市は、東京都多摩地域の北東部に位置し、都心からわずか25km圏内にありながら、武蔵野の原風景を残す、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を兼ね備えた街である。人口は約74,000人で、65歳以上の人口は約19,000人、15歳から64歳までの人口は約45,000人、14歳以下の人口は約10,000人となっており、人口密度は約7,200人/km²となっている。

清瀬市の面積は約10km²で、市域の全域が市街化区域となっており、用途地域別では、第一種低層住居専用地域と第一種中高層住居専用地域の合計が約82%を占めている一方で、近隣商業地域と商業地域の合計が約3%、準工業地域が約5%を占めている。

また、都市農業も盛んで、平成27年農林業センサスによると、市域の約2割を農地が占めており、市内販売農家（経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家）の数が約170戸で、市内農家総数比で約77%と都内平均の約52%を大幅に上回っている。市内農業就業人口についても、60歳より若い世代の構成が約50%と都内平均の約35%を大幅に上回っている。さらに、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の数については、ここ数年減少傾向にあるものの、施設化の推進や新技術の導入、販路の拡大等を目指す経営意欲の高い農業者が多い。主な農産物の品目別では、にんじんやほうれん草で都内随一の作付面積を誇る。

清瀬市の交通をめぐる状況については、市の南東部に私鉄（西武鉄道）清瀬駅があり、都心方面の玄関口として多くの勤労者や学生等に利用されている。また、清瀬駅の南北には、路線バス（西武バス）およびコミュニティバスが通っており、多摩北部と埼玉県方面をつなぐ交通の要衝の役割も果たしている。

清瀬市の施設については、市の公共施設のほかに、医療・福祉系の教育機関（大学および大学校）が3か所あり、それぞれの特徴を活かした教育・研究活動を行っている。また、環境・土木・建築等の分野で高度な技術を持つ大手ゼネコンの技術研究所や、気象衛星からのデータ解析を行う気象庁所管施設等が点在している。

清瀬市に関するデータについては、平成26年経済センサスによると、清瀬市の民営事業所数は約1,800あり、従業者数は約18,000人となっており、民営事業所の内訳については、産業中分類で多い順に卸売・小売業（飲食料品小売業が主）、医療・福祉（医療業が主）、宿泊・飲食サービス業（飲食店が主）、建設業（総合工事業が主）で構成される。また、従業者数の内訳については、産業中分類で多い順に医

療・福祉業（医療業が主）、卸売・小売業（飲食料品小売業が主）、宿泊・飲食サービス業（飲食業が主）、製造業で構成される。

清瀬市の経済の中心部である清瀬駅近隣では、都心へのアクセスの良さから高層住宅が並び、近隣商店街では飲食店や小売店などが店舗を構えている。周辺部では新小金井街道や志木街道が通っており、高速道路（関越自動車道）のインターチェンジに近接していることから、建築・土木業等の事業者が分布している。また、主に駅の南側は昔から結核療養にかかわる機関や施設が多くあったことから、現在も医療機関が点在しており、全国的にも「医療のまち」として知られている。

東京都清瀬市の域内中小企業の規模については、小規模経営企業が多く、雇用人数についても、少数あるいは家族経営の形態が多数である。市内中小企業の経営状況については、事業年数が増加しているのに対して、後継者不足や事業の見通しが不透明なことから、自身の代で廃業を考える事業者が増加している等の問題がある。

清瀬市の産業構造および中小企業の実態を鑑みて、下記の通り先端設備導入の促進を図ることで、市内中小企業者の労働生産性を高め、もって市の経済活性化及び産業振興の発展に寄与したい。

（２）目標

生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、都内で設備投資が活発な自治体の１つとなり、多摩地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に６件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

清瀬市の産業は、市域の中心部と周辺部で多少の傾向がみられるものの、小売・卸売業、飲食業、建設・土木業、医療・福祉業等の多様な業種が幅広く分布している。

したがって、導入促進基本計画において定める先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

清瀬市の産業は、北部、中部、南部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、清瀬市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

清瀬市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が清瀬市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、IT 導入による業務効率化等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 3 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・市税を滞納している者は、対象としない。